

浜松市立青少年の家管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立青少年の家条例(昭和44年浜松市条例第13号。以下「条例」という。)で規定する浜松市立青少年の家(以下「青少年の家」という。)の適正な管理のために必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 浜松市立青少年の家条例施行規則(平成18年浜松市規則第118号。以下「規則」という。)第2条第1項に規定する施設の利用の許可を受けようとする者とは、5人以上の団体で、その代表者が15歳以上(ただし中学生を除く。)の団体をいう。

(事務の取扱時間)

第3条 次世代育成団体の認定申請、利用許可の申請、利用許可の変更申請、利用料の納付、利用料還付の申請の申請の申請の申請の手続及びこれらに準じる事務は、条例第4条第1項に規定する開館時間(以下「開館時間」という。)において取り扱う。

2 条例第5条に規定する休館日にあつては、前項の事務を取り扱わない。

(次世代育成団体の認定)

第4条 別表1に掲げる団体については、条例別表第1の備考の1の規定による認定を受けたものとする。

2 前項に規定するもののほか、規則第5条の規定により認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、市長に、次世代育成団体認定(更新)申請書(様式第1号)に次世代育成団体調書(様式第2号)、団体の会則又は規約、収支予算書及び事業計画書、役員名簿及び会員名簿を添えて、申請しなければならない。

3 市長は、第2項に規定する申請書の提出があつたときは、次の各号に定める基準によりこれを審査し、適当と認めるときは、次世代育成団体認定(更新)名簿(様式第3号)に登録するとともに、その旨を認定申請者に次世代育成団体認定(更新)結果通知(様式第4号)により申請書を受け付けた日から30日以内に通知する。

(1) 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で営利を目的とせず、次世代を育成する事業を行うことを主たる目的とすること。

(2) 団体の人事、事業及び財産運営が、その団体自身の自発的意思により行われること。(団体の上部組織・講師からの圧力・干渉により、その運営が影響されるものであってはならない。)

(3) 団体活動の本拠としての事務所、独自の財産、経理及び意思決定機関又はこれに準じる機関を有すること。

(4) 規約又は会則を設け、その内容に次の事項が規定されていること。

ア 団体の名称

イ 団体の目的・活動・事業

ウ 団体の所在地

エ 構成員の資格要件及び加入方法（目的に賛同する者は誰でも加入できること。）

オ 役員名及びその任期並びに選出方法

カ 団体の意思決定機関（総会・役員会等）

キ 会計・会費・監査に関する事項

（５）構成員が５人以上であり、構成員の割合が、乳幼児から青年（概ね３９歳まで）とその指導者で７割以上であること。

（６）定期的、継続的に活動する団体（年間計画に基づき概ね月１回以上青少年の家で活動する団体）であること。

（７）団体の名称は、次世代育成団体としてその活動内容にふさわしいものであって、企業、流派、講師、宗派名などを用いていないこと。

（８）青少年の家の諸事業に協力的であること。

（認定の有効期間）

第５条 次世代育成団体（別表１に掲げる団体を除く。）の認定の有効期間は３年とする。ただし、新規に認定した場合の最初の有効期間は、既認定団体の直近の有効期間の満了日までとする。

２ 前項の有効期間を更新しようとする者は、有効期間満了日の３月前から有効期間満了日まで間に、次世代育成団体認定（更新）申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。この場合において前条第２項及び第３項の規定を準用する。

（次世代育成団体調書記載事項の変更）

第６条 次世代育成団体の認定を受けた者が届け出た次世代育成団体調書（様式第２号）の記載事項の代表者、連絡先及び活動内容に変更が生じた場合は、遅滞なく次世代育成団体調書記載事項変更届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２ 次世代育成団体の認定を受けた者が、その認定の取り消しを受けようとする場合は、次世代育成団体認定取消届（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消）

第７条 市長は、次世代育成団体が前条第２項に定める届を提出したとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとし、次世代育成団体認定（更新）名簿（様式第３号）から削除するとともに次世代育成団体認定取消通知（様式第７号）により速やかに通知する。

（１）第４条第３項各号に掲げる認定審査基準に適合しなくなったとき。

（２）虚偽の申請によって認定を受けたとき。

(3) 施設の利用に係る遵守事項を守らないとき。

(利用許可の申請等)

第 8 条 浜松市スポーツ・文化施設予約システム(以下「予約システム」という。)の利用者登録をした者が、青少年の家の窓口で、施設の利用の許可を受けようとする場合は、利用者登録カードを提示し確認を受けなければならない。ただし、利用しようとする者が別の方法で特定できる場合はこの限りでない。

2 規則第 2 条第 2 項ただし書に規定する指定管理者が特に必要と認めるときとは、別表 2 に掲げる団体が利用許可の申請をする場合で、青少年の家の利用状況を考慮し支障がないと認めるときをいい、規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定を準用する。

3 前項に規定する場合のほか、青少年の家所長が施設の利用状況を考慮し、支障がないと認めるときは規則第 2 条第 2 項に規定する申請時期を変更することができる。

(利用許可の変更)

第 9 条 規則第 4 条に規定する変更とは、利用者が利用しようとする日の 10 日前(以下「還付限界日」という。)までに利用許可施設、利用日時の変更を申し出た場合をいう。ただし、還付限界日を過ぎた場合でも、同一利用日内での還付を伴わない変更はできるものとする。

(利用料金の減免)

第 10 条 規則第 7 条第 1 項に規定する市長が別に定めるところにより認定する場合とは、別表 2 に掲げる場合とする。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理者が特別の理由があると認める場合の利用料を、指定管理者が定める額又は免除とすることができる。

(利用料金の還付)

第 11 条 規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する利用者の責めに帰することができないと認める理由は、次に掲げる場合とする。

- (1) 地震の発生等災害により地域に被害が発生したとき。
- (2) 暴風警報、東海地震注意情報及び警戒宣言が発表されたとき。
- (3) 施設及び設備の損壊等、青少年の家のやむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
- (4) 前 3 号に掲げるものに準ずる状況になったとき。

(保守点検日)

第 12 条 青少年の家所長は、施設の利用状況に配慮しながら青少年の家施設の保守点検日を定め、青少年の家の施設の全部又は一部の使用を停止することができる。

(様式)

第13条 施設の利用許可等に関する様式は次のとおりとする。

- (1) 公共施設利用許可申請書 (予約システムによる出力帳票を準用)
- (2) 公共施設利用取消・変更許可申請書 (予約システムによる出力帳票を準用)
- (3) 公共施設利用許可書 (予約システムによる出力帳票を準用)
- (4) 公共施設利用許可書兼領収書 (予約システムによる出力帳票を準用)
- (5) 公共施設利用取消・変更許可書 (予約システムによる出力帳票を準用)
- (6) 公共施設利用取消・変更許可書兼領収書 (予約システムによる出力帳票を準用)
- (7) 領収書 (予約システムによる出力帳票を準用又は会計規則による)

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する

別表1 (第4条・第5条関係)

認定を要しない次世代育成団体(指定団体)は、下記のとおりとする。

	区 分	
1	幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、特別支援学校、その他これらに類するもの	市内に所在するものに限る
2	幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、特別支援学校、その他これらに類するもののPTA	市内に所在するものに限る
3	幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、特別支援学校、その他これらに類するものの部活動及びサークル活動	市内に所在するものに限る
4	浜松市子ども会連合会	市内の単位子ども会を含む
5	ボーイスカウト浜松連合協議会	市内の団を含む
6	ガールスカウト浜松市協議会	市内の団を含む
7	浜松市スポーツ少年団	市内の団を含む

別表2 (第8条・第10条関係)

利用料金を次世代育成団体と同額に減額する場合は、下記のとおりとする。

	区 分	
1	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の団体が利用する場合	障害者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱により認定された団体

次世代育成団体認定（更新）申請書

（あて先） 浜松市長

番号

（予約システム利用者は利用者カード番号）

				-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

申請者 団体名 _____

代表者 住 所 _____

氏 名 _____

電話（自 宅） _____ - _____

電話（勤務先） _____ - _____

浜松市立青少年の家条例施行規則第5条の規定に基づき、次世代育成団体の認定（更新）を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1 添付書類

- (1) 次世代育成団体調書
- (2) 団体の会則又は規約
- (3) 収支予算書及び事業計画書
- (4) 役員名簿及び会員名簿

役員名簿には、役職名、住所、氏名、年齢、職業（差し支えなければ勤務先）及び電話番号があること。

会員名簿には、住所（番地は不要）、氏名、年齢、電話番号（差し支えなければ）があること。

(様式第2号) (第4条・第6条関係)

次世代育成団体調書

浜松市立青少年の家

番号(予約システム利用者 は利用者カード 番号)											種目、細目(文化・スポーツ)
--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------

フリガナ A 団体名										
B 代表者	フリガナ									
	氏名									
	住所	〒	-							
	T E L	-	-		F A X		-	-		
C 連絡先	フリガナ									
	氏名									
	住所	〒	-							
	T E L	-	-		F A X		-	-		
	e-mail									
D 会員数	人 (うち市内在住・在勤 人)									
E 設立趣旨 及び活動内容										
F 主な 利用目的	1 次世代育成活動 2 指導者の知識・技術の向上 3 交流・親睦 4 会議 5 その他()									
G 設立年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日 設 立									
H 活動日										
I 会 費	1ヶ月 円 又は 年間 円 (会員1人当たり)									
J 入会条件	有 ・ 無 (有の場合記入)									
*その他										
*他の市施設 の利用状況	施 設 名 _____ 活 動 日 _____									

(あて先) 浜松市長

次世代育成団体調書 記載事項変更届

番号(予約システム利用者は利用者カード番号)											種目、細目(文化・スポーツ)
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------

フリガナ A 団体名											
B 代表者	フリガナ										
	氏名										
	住所	〒									
	T E L	-				F A X		-			
C 連絡先	フリガナ										
	氏名										
	住所	〒									
	T E L	-				F A X		-			
	e-mail										
E 活動内容											
F 変更日 及び 変更内容	平成 年 月 日										
G 届出者	住所										
	氏名										
	電話番号										

平成 年 月 日

次世代育成団体認定取消届

(あて先) 浜松市長

番号

(予約システム利用者は利用者カード番号)

				-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

届出者 団体名 _____

代表者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____ - _____

浜松市立青少年の家管理要綱第6条第2項の規定に基づき、次世代育成団体の認定を取消したいので下記により届け出ます。

記

1 取消年月日 平成 年 月 日

2 取消理由

(1) 解散

(2) その他 [_____]

次世代育成団体認定取消通知

（団体名） 様

浜松市長

浜松市立青少年の家管理要綱第7条により次世代育成団体認定を取り消し、次のとおり通知いたします。

フリガナ									
団体名									
番号（予約システム利用者は利用者カード番号）					-				
代 表 者	フリガナ								
	氏 名								
	住 所	〒 -							
認定取消年月日	平成 年 月 日								
取消理由									

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。